

知っていますか？

本人通知制度

1. なぜこの制度が

できたのですか？

ここでご案内する、本人通知制度とは、誰かがあなたの戸籍や住民票を取得したとき、その事実をあなたにお知らせする制度です。

現在の法律では、自己の権利や義務の行使などの正当な理由がある場合や、行政書士や弁護士などの資格を持つ人が職務上の必要性がある場合には、他人の戸籍や住民票を取得することができます。しかしながら、その事実をお知らせする定めがないので、それらの情報を取得された人には、その事実は知らされません。このことを悪用して本人が知らないあいだに戸籍や住民票をこっそり取得して、それを興信所などに横流しして身元調査に悪用する事件が多数おきています。

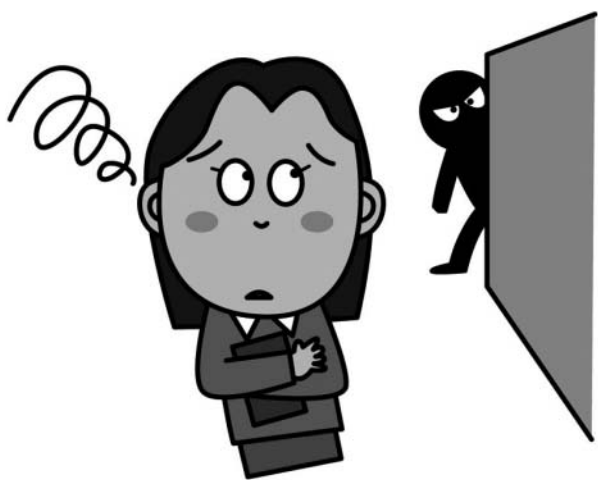
もっとも、正当な理由があれば他人の戸籍や住民票を取得すること自体は合法であり、ほとんどの場合は正当な手続を

経て合法に取得しているのですが、一方で、一握りの悪意を持った者が事件をおこなっているのも悲しい現実です。

そこで、不正な取得を未然に防止しよう、というのがこの制度のねらいです。

知らない間に、あなたの「情報」が

取得されているかも知れません



2. なくならない 身元調査

平成23年(2011年)に、職務上請求書を偽造するなどして大量に戸籍や住民票を取得していたことがわかり、東京都にある法律事務所の代表者などが警察に逮捕されました。

この事件では約1万人が被害に遭っているといわれていますが、事件の主な背景には、同和地区出身者や外国人、障がい者への偏見が存在しています。

残念ながら「結婚相手やその身内にそれらの方々がいては困る」という理由で身元調査を依頼する人がまだ一部にいます。しかしながら、これに端を発した一連の事件は、戸籍や住民票だけでなく、さまざまな個人情報売りが買われていく「情報売買ビジネス」の存在も浮き彫りにされました。

このことから、あなた自身の個人情報売られる可能性があり、決して他人事ではないのが現実です。